

空き家に関する支援制度のご案内

空き家を売りたい！

登録無料！

空き家・特定住宅用地情報バンク

〔通称：空き家バンク〕

空き家バンクとは

空き家を「売りたい、貸したい」とお考えの方に空き家バンクへ登録していただき、空き家を「買いたい・借りたい」と希望される方に広く情報提供し、空き家の有効活用を図るものです。

対象となる物件、対象者

1. 岡谷市内にある空き家（共同住宅・長屋を除く）
2. 専任媒介契約が締結されていない
3. 空き家の所有者である個人の方

登録の流れ

1. 登録申込

- 空き家バンク登録申込書（様式第1号）
- 登録カード（様式第2号）
- 同意書（様式第3号）

2. 取扱い業者の決定

市が長野県宅地建物取引業協会に取扱い業者の選定を依頼し、業者が決まりましたら、所有者に通知します。

3. 物件確認

空き家バンク登録に必要な情報や写真を撮影するために、市と取扱い業者でお伺いしますので、現地での立会いをお願いします。

4. 物件登録

現地でのお立会い及び売却額等が確定したら、空き家バンクに登録し、完了通知をお送りします。

その他

空き家バンクに登録すると、残っている家財等の処分費用が補助金の対象になります。（次ページ 空き家家財等処分事業）

空き家の家財を処分したい！

最大10万円！



空き家家財等処分事業

空き家の利活用をお考えの方に、家財等の片づけにかかる費用の一部を補助します。

※事前に空き家バンクの登録が必要です



◆補助対象 ※いずれも該当する方

- 空き家バンクに登録された住宅であること
- 空き家の所有者等で市税を滞納していない方

◆対象経費

- 空き家の屋内にある残置物の片づけ、処理費用

※処分業者等に依頼して行う費用であること

※交付決定前に着手した場合は対象外

◆補助金額

- 対象経費の1 / 2以内で上限10万円

補助金の手続きの流れ

① 空き家バンクの登録

② 交付申請書の提出
(添付資料)
 ・ 空き家バンク登録完了通知書の写し
 ・ 事業の見積書の写し
 ・ 市税の納税証明書の写し

③ 審査

④ 交付決定通知

⑤ 家財等処分着手

⑥ 処分完了

⑦ 実績報告書の提出
(添付資料)
 ・ 契約書等の写し
 ・ 領収書の写し
 ・ 家財等処分する前と後が確認できる写真

⑧ 審査

⑨ 補助金額の確定通知

⑩ 補助金の支払い

空き家を解体したい！

最大30万円！



老朽危険空き家対策補助金



老朽化が激しい危険な空き家の解体費用の一部を補助します

対象者 (個人のみ) ※いずれにも該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ①空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書）に所有者として記載されている方、またはその相続人 ②市税を滞納していない方
対象空き家 ※いずれにも該当すること	<ul style="list-style-type: none"> ①市内にある1年以上使用されていない一戸建て住宅で、延床面積の1/2以上が居住用として使用されていたもの ②事前の不良住宅判定により、補助対象と判定されたもの ③建物が倒壊した場合において、敷地を超えて影響を及ぼすおそれがあるもの ④個人が所有する建物 ⑤所有権以外の権利が設定されていない建物、ただし、他の権利者が解体に承諾している場合は可
対象経費	<p>解体業者等に依頼して行う空き家の解体に係る工事費</p> <p>※空き家の一部を解体するものは対象外</p> <p>※補助金の交付申請、交付決定を受ける前に行った工事は対象外</p>
補助金額	<p>対象工事費に8/10を乗じて出た数の1/2以内で上限30万円（1,000円未満の端数は切り捨て）</p> <p>※最終的には、市で見積もり等を確認して計算しますので、およその金額になります。</p>

補助金の手続きの流れ

①事前調査申請 (不良住宅判定)	<p>申請前に建物の不良住宅判定を行います。</p> <p>〈提出書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査申請書（様式第1号） ・空き家の所有者であることを証する書類 ・空き家の位置図及び現況写真
②現地調査	<p>市が委託している業者に判定をしてもらい、結果を通知等でお知らせします。※判定の結果、補助金の対象とならない場合もあります。</p>
③申請書提出	<p>判定の結果、補助対象と判定された場合は補助金の申請ができます。</p> <p>〈提出書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書（様式第3号） ・空き家の使用状況報告書（様式第3号の2） ・登記事項証明書又は所有者等を確認できる書類 ・工事の見積書の写し ・市税の納税証明書の写し ・空き家の権利者の承諾書（他に権利者がいる場合）
④交付決定	<p>審査後、交付決定通知書にてお知らせします。</p>
⑤解体工事着手	<p>必ず交付決定日以降に解体工事に着手してください。</p>
⑥実績報告書の提出	<p>解体工事完了後30日以内、又はその年度の3月31日のいずれか早い時期までに報告書の提出</p> <p>〈提出書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書（様式第7号） ・契約書又は請書等の写し ・領収書の写し ・着手前及び完了後が確認できる写真
⑦完了確認	<p>実績報告を市で審査し、適正に工事が実施された場合は、確定通知書にて補助金額をお知らせします。</p>
⑧補助金の請求及び交付	<p>確定通知書を受けて15日以内又は3月31日のいずれか早い日までに請求書（様式第9号）を提出してください。市が請求書を受付後、補助金を交付します。</p>

→次ページ 手続きの流れ

◆お問い合わせ・申請先
岡谷市都市計画課 建築・住宅担当

TEL：0266-23-4811 HP:「岡谷市 空き家対策」で検索

